

煙火消費作業従事者名簿

煙火別	職務	氏名	年齢	免状又は所持手帳等	政令第5条に規定する欠格事由に該当しないことの判定
	総括責任者				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	現場責任者				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
昼単発	責任者				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	打揚げ者				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	〃				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
夜	責任者				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	打揚げ者				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	〃				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	〃				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	運搬者				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	〃				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
仕掛け	責任者				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	点火者				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
スターマイン	責任者				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	点火者				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	〃				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
20号玉	責任者				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	点火者				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
30号玉	責任者				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	点火者				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
煙火置場	責任者				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	見張り人				省令第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号

(裏)

備考 政令第5条に規定する欠格事由に該当しないことの判定の欄には、実施した判定項目に をつけること。

第1号 医師の診断書

第2号 健康診断及び心身の健康に関する相談

第3号 適性検査

第4号 面接その他の認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができるかを判断する方法